平成２１年（フ）第１６７２号
京都府宇治市広野町小根尾100番地の９
債務者　河合　一也
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２２号
神戸市中央区国香通３－２－７　澤本方、外国人登録原票記載の居住地神戸市須磨区関守町３丁目３番12号
債務者　ベニー　ヒマワン（ＢＥＮＮＹ　ＨＩＭＡＷＡＮ）
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２４号
神戸市北区有野台２丁目９番　有野台公社賃貸住宅３―307号、従前の住所神戸市北区花山東町１番５―401号
債務者　田中　幸治
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３０号
神戸市垂水区本多聞４丁目３番206―304号
債務者　髙橋紀代子
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３３号
兵庫県三田市乙原2393番地45
債務者　ニシダ設備こと　西田　　修
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３４号
兵庫県三田市乙原2393番地45
債務者　西田　幸子（旧姓田上）
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４４号
神戸市須磨区緑が丘２丁目９番15号
債務者　北村　　務
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２５号
兵庫県宝塚市今里町13番13号
債務者　木下　　愛
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４０２号
兵庫県川辺郡猪名川町笹尾字掛谷10番地の28
債務者　戸田　隆之
１　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３号
兵庫県たつの市龍野町北龍野33番地15、申立時の住所兵庫県たつの市揖西町小神９番地12
債務者　佐藤　　大
１　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１０４号
兵庫県揖保郡太子町鵤1399番地
債務者　玉田　浩之
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１１０号
兵庫県揖保郡太子町馬場258番地
債務者　都倉　潔美
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１４３号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷367番地１
債務者　**藤**谷千代子
１　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３７７号
宮崎市吉村町孫堀甲2012番地１
債務者　有馬　順子
１　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８３号
宮崎市大字島之内7452番地10
債務者　図師　　晶
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８４号
宮崎市大字島之内7452番地10
債務者　図師　秋子
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１０号
長野県埴科郡坂城町大字坂城964番地、住民票上の住所長野県上田市前山182番地12
債務者　村田亜矢子（旧姓宮尾）
１　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２１５号
長野県上田市諏訪形1272番地２
債務者　関　　憲房
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
長野地方裁判所上田支部